第九条の二第一項	道府県知事	市町村長
第九条の二第一項ただし書	第五十五条第一項	第三百二十一条の十一第一項
	当該道府県民税	当該市町村民税
	第五十五条第二項	第三百二十一条の十一第二項
第九条の二第一項第一号	道府県内	市町村内
第九条の二第二項	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第一項
	道府県民税に	市町村民税に
	道府県民税額	市町村民税額
	道府県知事	市町村長
第九条の二第三項	道府県知事	市町村長
第九条の三	第五十六条第二項又は第六十四条	第三百二十一条の十二第二項又は第三百二十六条
第九条の三第二号	第五十三条第一項	第三百二十一条の八第一項
	道府県民税額	市町村民税額
第九条の四第一項第一号	道府県民税額	市町村民税額
	第五十三条第三十四項	第三百二十一条の八第三十四項
	第五十六条	第三百二十一条の十二
第九条の五第一項	道府県知事	市町村長
	第五十三条第一項又は道府県民税の法第五十三条第一項の規定による申告書の提出期限後	第三百二十一条の八第一項又は市町村民税の法第三百二十一条の八第一項の規定による申告書の提出期限後
第九条の五第一項第一号	第五十五条第二項	第三百二十一条の十一第二項
	道府県民税の法第五十三条第一項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項
第九条の五第一項第二号	道府県民税の法第五十三条第一項	市町村民税の法第三百二十一条の八第一項
第九条の五第二項	道府県知事	市町村長
	道府県民税で	市町村民税で
	道府県民税額	市町村民税額
第九条の六	道府県知事	市町村長

第四十八条の十二第二項中「又は同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る連結法人税額（法第三百二十一条の八第四項に規定する連結法人税額をいう。）に係る個別帰属法人税額」を削り、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「又は法第三百二十一条の八第四項の規定による申告書」を削る。

第四十八条の十二の二の見出しを「（法第三百二十一条の八第三十六項の控除対象所得税額等相当額の控除）」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第二十四項の」を「同条第三十六項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「第九条の七第八項」を「第九条の七第七項」に、「第四十八条の十三第八項ただし書」を「第四十八条の十三第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第三十六項」に、「、第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「、第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の七第五項又は第六十八条の九十一第四項」を「第六十六条の七第四項」に改める。

第四十八条の十二の三の見出しを「（法第三百二十一条の八第三十七項の控除対象所得税額等相当額の控除）」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十七項」に改め、「又は個別控除対象所得税額等相当額」及び「（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同条第三十七項の」を「同条第三十七項の」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に、「第九条の七第八項」を「第九条の七第七項」に、「次条第八項ただし書」を「次条第七項ただし書」に改め、「又は連結事業年度分」を削り、同条第二項中「第三百二十一条の八第二十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に、「、第四項、第二十二項若しくは第二十三項」を「、第三十四項若しくは第三十五項」に、「第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に改める。

第四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、「並びに同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額」を削り、同条第二項中「又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額が」を「において課された外国の法人税等の額が」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を「前三年内事業年度」に改め、「、第八十一条の十五」を削り、「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、同項第一号中「以下この項」を「次号」に改め、「（租税特別措置法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「、課税対象金額（同法」を「、租税特別措置法」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項」を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項」を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされるものを含む。）」を削り、「課税対象金額（同法第六十六条の九の二第一項」を「同項」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第一項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。）、部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項」を「、同条第六項」に、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項」を「又は同条第八項」に改め、「をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項